

乳幼児期に受ける定期予防接種の種類・接種時期について 令和8年4月1日 現在

定期予防接種								
説明	予防接種法で定められた予防接種で、一定の年齢になったら受けることが望ましいとされ、保護者には努力義務が課せられている予防接種です。							
接種 方法	南丹市予防接種協力医療機関または京都府広域予防接種協力医療機関において個別接種 *BCG予防接種は指定の予防接種協力医療機関に限られます(京都府広域予防接種協力医療機関では受けられない)ので、ご注意ください。							
予防 接種 の 種 類	予防接種名	定期予防接種 対象年齢	標準的な 接種期間	回数		接種間隔		
	■B型肝炎 (不活化ワクチン)	1歳未満	生後2月から 9月に至るまで	3回		27日以上の間隔で2回、更に、初回接種から139日以上を経過した後に1回、合計3回接種 (注:母子感染予防のために抗HBs人免疫グロブリンと併用して組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受ける場合は健康保険が適用されるため、定期予防接種の対象外となります)		
	■小児用肺炎球菌 (不活化ワクチン)		生後2月から 5歳未満	初回接種開始は、 生後2月から 7月に至るまで	開始が 生後2～ 6月	初回	3回	生後12月までに27日以上の間隔を置いて3回 ※ただし、初回2回目および3回目の接種は生後24月に至るまでに行うこととし、それを越えた場合は行わない(追加接種は実施可能)
					開始が 生後7～ 11月	初回	2回	標準的には生後12月までに27日以上の間隔を置いて2回接種 ※ただし、初回2回目の接種は生後24月に至るまでに行うこととし、それを越えた場合は行わない(追加接種は実施可能)
					開始が1歳から 2歳未満	追加	1回	初回接種終了後60日以上の間隔をおき生後12月以降において接種
					開始が2歳から 5歳未満	追加	1回	60日以上の間隔で2回接種
	■ロタ (経口生ワクチン)	1価	生後6週から 24週まで	初回接種は 生後2月から生後 14週6日まで	2回		27日以上の間隔をあけて生後24週までに完了する	
		5価	生後6週から 32週まで		3回		27日以上の間隔を開けて生後32週までに完了する	
	■5種混合 (DPT-IPV-Hib) ジフテリア・百日せき 破傷風・不活化ポリオ ヒブ (不活化ワクチン)	1期	生後2月から 7歳半未満	生後2月から 7月に至るまで	初回	3回	20日以上、標準的には56日までの間隔を置いて接種	
				初回終了後 6～18カ月の間	追加	1回	初回接種終了後6月以上の間隔を置いて接種 (標準的には初回接種終了後6月～18月の間に接種)	
	■BCG(注射生ワクチン)	1歳未満	生後5月から 8月に至るまで		1回			
	■MR 麻疹(はしか)・風疹 (注射生ワクチン)	1期	1歳から2歳未満		1回			
		2期	年長児		1回			
	■日本脳炎 (不活化ワクチン)	1期	生後6月から 7歳半未満	3歳	初回	2回	6日以上、標準的には28日までの間隔を置いて接種	
4歳				追加	1回	初回接種終了後6月以上、標準的には概ね1年の間隔を置いて接種		
■水痘 (注射生ワクチン)		生後1歳から 3歳未満	初回接種を、 生後1歳から1歳3 月までに	2回		初回接種終了後3月以上、標準的には6月～12月の間隔を置いて接種 ※水痘(水ぼうそう)に罹患した方は定期接種の対象外		
費 接 用 種	全額公費負担							
	南丹市予防接種協力医療機関または京都府広域予防接種協力医療機関で、定められた接種期間・間隔の定期予防接種に限ります							
救 被 済 害	予防接種法による予防接種後健康被害救済制度の適用							

●予防接種を受けるときの注意

- ①対象は、南丹市に住所を登録されているお子さんです。
- ②予防接種はできるだけ接種対象月齢の間の望ましい時期(上表「標準的な接種期間」参照)に受けるようにしましょう。
- ③予防接種を受けるときは、「予防接種と子どもの健康」及び母子健康手帳の「予防接種欄」をよく読んで接種しましょう。
- ④接種時は必ず母子健康手帳と予診票を持参しましょう。
- ⑤予防接種は健康状態のよい時に、お子さんの状態をよく知っている保護者が連れて行きましょう。
- ⑥最近病気にかかった場合、病気の種類によっては一定期間予防接種が受けられないことがあります。
- ⑦予防接種は法律などに定められている期間・回数でない場合、実費負担となる場合があります。
- ⑧予診票はあらかじめよく読んで、ペンでハッキリ記入しておいてください。